

# 千葉県立保健医療大学施設管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「大学」という。）の土地、建物及びその附属設備（以下「施設等」という。）の管理に関し別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設管理責任者)

第2条 施設管理責任者（以下「学長」という。）は、施設等の総括管理及び大学内の秩序の維持に当たるものとする。

(室管理責任者)

第3条 学長は、施設管理のため別表に定めるところにより室管理責任者を指定するものとする。

2 室管理責任者は、別表に掲げる室の使用調整、物品管理、火災予防及び戸締り等室の管理に当たるものとする。

(施設等の使用時間)

第4条 施設等の使用時間は学長が別に定める。

(許可行為)

第5条 本学教職員及び学生以外の者で次の各号の一に該当する行為をしようとする者はあらかじめ学長の許可を受けなければならない。

- (1) 施設等を使用すること。
- (2) 面会、見学等のため、集団で大学内に入ること。
- (3) 大学内において、集会、宣伝、商行為等を行うこと。

2 前項各号に定める行為を行おうとする者は、許可申請書（別記様式1）を学長に提出しなければならない。

ただし、学長が特に認めた場合は、許可申請書の提出を省略することができる。

3 学長は、第1項の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し許可書（別記様式2）を交付するものとする。

ただし、管理上必要があると認めるときは、許可条件に対し条件を附することができる。

(禁止行為)

第6条 大学内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 授業、研究その他業務の妨害となる行為をすること。
- (2) 施設等を汚損し、又はき損すること。
- (3) 示威行為、又はけん騒にわたる行為をすること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、施設管理上不相当と認められる行為をすること。

(違反者等に対する措置)

第7条 学長は、第5条第1項、第3項若しくは第6条の規定に違反した者又はそのおそれが明らかである者に対し、大学内への立入りを禁止し、当該行為を制止し、大学内からの退去、物件の撤去を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、施設等の使用に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



	<p>非常勤講師控室 栄養教育実習室 (218) 男子トイレ 女子トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 バルコニー [3階] 診療実習室(301) (歯科診療室含む) 保健指導室(302) レントゲン室(303) 準備室(304) 会議室(305) 講義室(306~309) 多目的基礎実習室 (310) 男子トイレ 女子トイレ 障害者用トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 バルコニー [4階] 視聴覚教室(401) 研究室(402~412) 準備室(413) 臨床基礎実習室 (414) 男子トイレ 女子トイレ 湯沸室 廊下・階段 バルコニー [屋上] 機械室</p>	<p>学生支援課長 栄養学科長  企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長  歯科衛生学科長  歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 学生支援課長 歯科衛生学科長  企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長  学生支援課長 在室上位教員 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長  企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長  企画運営課長</p>		<p>研究室(206~215) [教育棟B] [1階] 進路情報室(101) 更衣室(101) 講義室(102・105~ 109・111) 教員控室(103・104)  看護自習室(110) 男子トイレ 女子トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 渡り廊下 (B棟~講堂) (B棟~体育館) [2階] 看護実習室1(201) 準備室1(202) 教材作成室(203) 研究室(204~206 西・東) 会議室(207) 準備室2(208) 看護実習室2(209) 男子トイレ 女子トイレ 障害者用トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 バルコニー [3階] 演習室(301・321) 研究室(302~320) 男子トイレ 女子トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段</p>	<p>在室上位教員  学生支援課長 学生支援課長 学生支援課長  リハビリテー ション学科長 看護学科長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長  企画運営課長 企画運営課長  看護学科長 看護学科長 看護学科長 在室上位教員  看護学科長 看護学科長 看護学科長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長  学生支援課長 在室上位教員 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長</p>
--	--	---	--	--	--





2 仁戸名キャンパス

施設	区分	管理責任者	施設	区分	管理責任者
建物	<b>〔研究棟〕</b>			第1実習室（基礎作業実習室2）（情報処理室）	リハビリテーション学科長
	玄関ホール	企画運営課長		第2実習室（基礎作業実習室3）	リハビリテーション学科長
	研究室	在室上位教員		治療室	リハビリテーション学科長
	学生相談室	学生支援課長		日常動作・生活活動訓練室	リハビリテーション学科長
	資料室	企画運営課長		基礎医学実習室	リハビリテーション学科長
	男子トイレ	企画運営課長		準備室	リハビリテーション学科長
	女子トイレ	企画運営課長		運動・治療実習室	リハビリテーション学科長
	廊下	企画運営課長		研究室	在室上位教員
		<b>〔東校舎棟〕</b>		学生ホール	企画運営課長
		[1階]		男子トイレ	企画運営課長
	玄関ホール	企画運営課長		女子トイレ	企画運営課長
	事務室	企画運営課長		廊下・非常階段	企画運営課長
	保健室	学生支援課長			
	非常勤講師控室	学生支援課長		<b>〔講堂・図書館棟〕</b>	
	警備室	企画運営課長		玄関ホール	企画運営課長
	機能訓練室	リハビリテーション学科長		図書館	図書館長
	運動解析室	リハビリテーション学科長		ロビー	企画運営課長
	補装具室	リハビリテーション学科長		講堂	企画運営課長
	基礎作業実習室1	リハビリテーション学科長		機械室	企画運営課長
	水治室	リハビリテーション学科長		男子トイレ	企画運営課長
	評価実習室	リハビリテーション学科長		女子トイレ	企画運営課長
	準備室	リハビリテーション学科長		階段	企画運営課長
	男子更衣室	学生支援課長			
	女子更衣室	学生支援課長		<b>〔体育館〕</b>	
	給湯室	企画運営課長		体育館	学生支援課長
	エレベーター	企画運営課長			
	男子トイレ	企画運営課長		<b>〔ポンプ室〕</b>	
	女子トイレ	企画運営課長		ポンプ室	企画運営課長
	障害者用トイレ	企画運営課長			
	廊下・階段・外階段	企画運営課長		<b>〔変電所〕</b>	
				変電所1	企画運営課長
				変電所2	企画運営課長
		[2階]			
	講義室	学生支援課長			
	準備室	リハビリテーション学科長			

別記様式1

許 可 申 請 書

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

千葉県立保健医療大学施設管理規程第5条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請します。

記

1 申請事項	ア 施設利用    イ 面会见学等    ウ 集会宣伝等    エ 商行為
2 目的	
3 日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
4 場所	
5 人員	
備考	

- (注) 1 申請事項欄は該当するものを○で囲むこと。  
2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



別記様式2

許 可 書

第 号  
年 月 日

様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった については、下記  
のとおり許可します。

記

1 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
2 場 所	
3 人 員	
条 件	